

利用上の注意

1 調査の目的

我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施されている。

3 調査の範囲

この調査の対象は、日本標準産業分類「大分類 J—卸売・小売業」に属する全国の事業所（以下「商店」という。）で、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、官公庁、学校、会社などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象となるが、駅の改札構内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所対象としていない。ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とした。なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とした。なお、第 1 表から第 14 表の数値には、調査当時の由比町（平成 20 年編入）の数値を含む。

4 調査期日 調査期日は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

5 調査の経路 調査経路は以下のとおり。

- ・調査員調査方式 経済産業省→都道府県→市区町→調査員→調査客体
- ・本社一括調査方式 経済産業省または都道府県→調査客体

6 調査の項目

- (1) 商店の名称及び電話番号、所在地
- (2) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (3) 本所・支所の別及び本店の所在地・電話番号
- (4) 商店の開設時期
- (5) 従業者数等
- (6) 年間商品販売額等
- (7) 年鑑商品販売額等の販売方法割合
- (8) 商品手持額
- (9) 年鑑商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合（小売業のみ）
- (10) セルフサービス方式採用の有無（小売業のみ）
- (11) 売場面積等（小売業のみ）

- (12) 営業時間等（小売業のみ）
- (13) 来客駐車場の有無及び収容台数（小売業のみ）
- (14) チェーン組織への加盟の有無（小売業のみ）
- (15) 年間商品仕入額の仕入先割合（法人事業所のみ）
- (16) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先割合（法人事業所のみ）
- (17) 企業全体の業種区分（法人事業所のみ）
- (18) 企業全体の商業事業所に関する事項（法人事業所のみ）
- (19) 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額
- (20) 年間商品仕入額
- (21) 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

7 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に準拠している。

8 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、以下のとおり。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位2桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かに決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、中分類（2桁分類）を決定し、同様に上位3桁、上位4桁と順に分類し、細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」及び「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

(ア) 「4911 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

(イ) 「4919 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類さ

れない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表 1

財 別	小分類	産 業 分 類
生 産 財	501	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資 本 財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消 費 財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

(ウ) 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

(ア) 「5511 百貨店、総合スーパー」

表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業者が 50 人以上の事業所をいう。

(イ) 「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」

表 2 の衣（中分類 56）、食（中分類 57）、住（中分類 58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の 50%未満で、従業者が 50 人未満の事業所をいう。

(ウ) 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572 ～ 579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の 50%に満たない事業所をいう。

(エ) 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所をいう。

(オ) 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所をいう。

表 2

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
衣	56	織物・衣服・身の回り品小売業
食	57	飲食料品小売業
住	58	自動車・自転車小売業
	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
	60	その他の小売業

9 用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業 主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの
- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売するもの
- ④ 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）
- ⑥ 他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの。卸売業には、一般に次のように呼ばれている事業所が含まれる。

卸売商、問屋、商社、貿易商、製造業者の販売事業所、買継商、仲買人、代理商

(3) 小売業 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売するもの
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は修理業（大分類Q－サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所）
（例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等）

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。）

(4) 従業者

従業者とは、平成 19 年 6 月 1 日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、この事業所の業務に従事している個人業主、無給の家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。

①個人業主

個人業主とは、個人経営の事業所（法人格のない組合を含む。）の主人であって、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。したがって、事業主であっても名義だけで実際にはその店に従事していない者は含めない。

②無給の家族従業者

無給の家族従業者とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③有給役員

経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいう。有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給付を受けている人をいう。

④常用雇用者

常用雇用者とは、一定の期間を定めずに若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用している者をいう。また、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月において、18 日以上雇用した者も含める。なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者も含める。

(5) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) 販売方法

① 現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

② 信用販売

(7) クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場

合をいう。

(イ) 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(8) 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額

(9) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、次の 3 つの条件を兼ね備えている場合をいい、当該事業所の売場面積の 50% 以上について下記の条件を採用している場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること
- ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払を行うシステムになっていること

(10) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場（植木、石材等）、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいう。

(11) 営業時間（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在での開店、閉店時刻をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、調査日が休業及び特別セール等により、開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻としている。

開店時刻とは、事業所の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいい、また、閉店時刻とは来客に退店してもらおうべき時刻をいう。

(12) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先（法人事業所のみ）

① 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。

② 卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

③ 小売業者

小売業者に商品を卸売した場合。

④ 産業用使用者・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。

⑤ 国外（直接輸出）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

(13) チェーン組織（小売業のみ）

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

(14) 業態分類

業態分類の定義については、別表 1「業態分類表」のとおり

10 立地環境の特性区分及び定義並びに大規模小売店舗

① 立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（別表 2「立地環境特性の区分及び定義」参照）。

なお、立地環境特性付けにあたっては、平成 11 年までは調査区単位に行ったが、平成 14 年調査からは事業所単位の特性付けに変更している。

② 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が 1000 m²を超える店舗で届け出のあったものが大規模小売店舗である。

11 その他

- (1) 構成比については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (2) 売場面積に関する単位当たりの数値は、売り場を持つ商店についてのみ計算している。
- (3) 統計表中の「－」は、該当するものがないもの、又は調査していないもの、「0.0」は、単位未満のもの、「▲」は、マイナスの数値、「x」は、その数値に該当する商店が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿したことを示すものであるが、秘匿によっても「x」が算出される恐れがあるものについては、商店数が 3 以上であっても「x」で秘匿している。特に今回の本市の数値は、旧由比町を含むため、旧由比町を含まない国の公表する事業所数を市事業所数から差し引いて 2 以下の場合には秘匿してある。

12 本書の数値は、静岡市が平成 19 年商業統計調査結果に基づき独自に集計したもので、国、県が公表する数値と相違することがある。

別表 1

業 態 分 類 表

区 分	セルフ 方式 (注1)	取扱商品(注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店					
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他スーパー					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	○				
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店					1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

立地環境特性の区分及び定義

別表 2

特性番号及び区分	定 義
商業集積地区細分	
10 商業集積地区	主に都市計画法8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。
11 駅周辺型商業集積地区	JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
うち、駅改札内事業所	
12 市街地型商業集積地区	都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
13 住宅地背景型商業集積地区	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
14 ロードサイド型商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。
15 その他の商業集積地区	上記「駅周辺型商業集積地区」～「ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
20 オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30 住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
40 工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
50 その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10 商業集積地区」～「40 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。
うち、有料道路内事業所	

(注) 都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合（住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など）、また、都市計画法で指定されていない地域、地区においてもその地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合がある。